附　則

1　この変更は、平成25年４月１日から施行する。

2　この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第７条の規定による一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

3　変更後の第18条第一号及び附則第７条第１項第一号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」及び「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」とあるのは「25,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。

4　変更後の第18条第二号及び附則第７条第１項第二号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」及び「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」とあるのは「50,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「60,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「80,000円」とする。

5　変更後の第20条及び第21条の規定は、出産の日が平成26年４月１日以後である組合員及び組合員であった者について適用する。

6　変更後の第24条の規定は施行日以後に療養のため引き続き勤務に服することができない状態となった日（以下「休業開始日」という。）がある場合について適用し、施行日前に休業開始日がある場合については、なお従前の例による。ただし、休業開始日が平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間にある場合における変更後の第24条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条中「６月」とあるのは、「12月」とする。

7　施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔慰金附加金の支給については、なお従前の例による。

8　施行日前に婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。次項において同じ。）における結婚手当金の支給については、なお従前の例による。

9　施行日から平成26年３月31日までの間に婚姻をした場合については、４万円を結婚手当金として支給するものとする。

10　組合員又はその被扶養者が施行日前に入院し、かつ、施行日以後も引き続き入院した場合における入院附加金の支給については、なお従前の例による。

11　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、平成25年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

12　北海道開発局札幌開発建設部支部、北海道開発局函館開発建設部支部、北海道開発局小樽開発建設部支部、北海道開発局旭川開発建設部支部、北海道開発局室蘭開発建設部支部、北海道開発局釧路開発建設部支部、北海道開発局帯広開発建設部支部、北海道開発局網走開発建設部支部、北海道開発局留萌開発建設部支部及び北海道開発局稚内開発建設部支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は、北海道開発局支部において行うものとする。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年六月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年九月二十一日

掲載頁　九十頁（号外第二〇六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年一月二十九日

掲載頁　九十一頁（号外第十七号）

平成二十五年四月十一日

名古屋市中区新栄三丁目一番一五号

（甲）林物産株式会社

代表取締役　林　伊佐雄

名古屋市熱田区金山町一丁目七番五号

（乙）株式会社新陽石油

代表取締役　小沢　一人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年三月二十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月四日

掲載頁　六十四頁（号外第七十三号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年四月十一日

岡山県笠岡市笠岡二四一八番地の八

（甲）三洋汽船株式会社

代表取締役　天野雄二郎

岡山県笠岡市笠岡二四一八番地の八

（乙）有限会社白石フェリー

代表取締役　天野雄二郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更効力発生日は平成二十五年五月二十七日であります。

組織変更後の商号は株式会社アイツーテックとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十一日

大阪府門真市三ツ島一九五番地の一

合同会社アイツーテック

代表社員　伊藤　英樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

組織変更後の商号は、株式会社平山商会とします。

効力発生日は平成二十五年六月一日であり、当社の総社員の同意の取得は、平成二十五年三月三十一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十一日

神戸市中央区中町通二丁目一番一六号

合資会社平山商会

代表社員　平山　一哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十一日

福岡市博多区博多駅東二丁目五番二八号

博多偕成ビル八〇五

合同会社ミレ・マネジメント・サポート

代表社員　星山　雅彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社Ｌｅｖｉｃｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十一日

沖縄県うるま市字天願一三六八番地八

合同会社ＬＥＥＶＩＣＥ

代表社員　新垣晴太郎